|  |  |
| --- | --- |
| 財団医療法人の寄附行為（例） | 備　　　　考 |
| 医療法人○○会寄附行為  第１章　名称及び事務所  第１条　本財団は、医療法人○○会と称する。  第２条　本財団は、事務所を広島県○○郡(市)  　○○町○○番地に置く。  第２章　目的及び事業  第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。  第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。  　(1)○○病院  広島県○○郡(市)○○町○番○号  　(2)○○診療所  広島県○○郡(市)○○町○番○号  　(3)○○園  　　広島県○○郡(市)○○町○番○号  （4）○○介護医療院  　　広島県○○郡(市)○○町○番○号  ２　本財団が○○市（町）から指定管理者とし  　て指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。  　(1)○○病院  広島県○○郡(市)○○町○番○号  　(2)○○診療所  広島県○○郡(市)○○町○番○号  　(3)○○園  　　広島県○○郡(市)○○町○番○号  （4）○○介護医療院  　　広島県○○郡(市)○○町○番○号  第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。  　　　○○看護師養成所の経営  第３章　資産及び会計  第６条　本財団の資産は次のとおりとする。  　(1) 設立当時の財産  (2) 設立後寄附された金品  (3) 事業に伴う収入  (4) その他の収入  ２　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。  第７条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。  (1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金○○万円  (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品  ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。  第８条　本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。  第９条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。  第10条　本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。  第11条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。  第12条　本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。  ２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。  ３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を広島県知事に届け出なければならない。  第13条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。  第４章　評議員  第14条　本財団に、評議員○名以上○名以内を  　置く。  第15条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。  　(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他  の医療従事者  　(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者  　(3) 医療を受ける者  　(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者  ２　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。  第16条　本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。  ２　本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。  　　　第５章　評議員会  第17条　理事長は、定時評議員会を、毎年○回、○月に開催する。  ２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。  ３　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。  ４　評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。  第18条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。  第19条　次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。  　(1) 寄附行為の変更  　(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含  む。）  　(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更  　(4) 収支予算及び決算の決定又は変更  　(5) 重要な資産の処分  　(6) 借入金額の最高限度の決定  　(7) 本財団の解散  　(8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定  ２　その他重要な事項についても、評議員会の意見を聴くことができる。  第20条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。  ２　評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  ３　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。  第21条　評議員は、評議員会において１個の議決権及び選挙権を有する。  第22条　評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。  第23条　評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につき議決権を行使することができない。  第24条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。  第25条　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。  　　　第６章　役員  第26条　本財団に、次の役員を置く。  　(1) 理事　○名以上○名以内  　　　　うち理事長１名  　(2) 監事　○名  第27条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。  ２　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。  ３　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。  ４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。  ５　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。  第28条　理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。  ２　理事長は、医療法人の業務を執行し、  （例１）３か月に１回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。  （例２）毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。  ３　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。  ４　監事は、次の職務を行う。  (1) 本財団の業務を監査すること。  (2) 本財団の財産の状況を監査すること。  (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会に提出すること。  (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを広島県知事、評議員会又は理事会に報告すること。  (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。  (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。  ５　監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。  第29条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。  ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。  ３　役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。  第30条　役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ決議することができない。  　(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。  　(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。  第31条　役員の報酬等は、  （例１）評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。  （例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、○○円以下及び○○円以下で支給する。  （例３）理事長○○円、理事○○円、監事○○円とする。  第32条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。  　(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引  (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引  (3) 本財団がその理事の債務を保証すること  その他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引  ２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅  滞なく、その取引についての重要な事実を理  事会に報告しなければならない。  第33条　本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。  ２　本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限度契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○○円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。  　　　第７章　理事会  第34条　理事会は、すべての理事をもって構成する。  第35条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。  　(1) 本財団の業務執行の決定  　(2) 理事の職務の執行の監督  　(3) 理事長の選出及び解職  　(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定  　(5) 多額の借財の決定  　(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の  　　決定  　(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定  第36条　理事会は、  （例１）各理事が招集する。  （例２）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。  ２　理事長（又は理事会で定める理事、又は各  理事）は、必要があると認めるときは、いつ  でも理事会を招集することができる。  ３　理事会の招集は、期日の１週間前までに、  　各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。  ４　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。  第37条　理事会の議長は、理事長とする。  第38条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。  第39条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  ２　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。  第40条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。  第８章　寄附行為の変更  第41条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、広島県知事の認可を得なければならない。  　　　第９章　解散、合併及び分割  第42条 本財団は、次の事由によって解散する。  (1) 目的たる業務の成功の不能  (2) 他の医療法人との合併  (3) 破産手続開始の決定  (4) 設立認可の取消し  ２　前項第１号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、広島県知事の認可を受けなければならない。  第43条　本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の決議によって理事以外の者を選任することができる。  ２　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。  (1) 現務の結了  (2) 債権の取立て及び債務の弁済  (3) 残余財産の引渡し  第44条　本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。  (1) 国  (2) 地方公共団体  (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の  　開設者  (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）  (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの  第45条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、広島県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。  第46条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、広島県知事の認可を得て、分割することができる。  第１０章　雑則  第47条　本財団の公告は、  （例１）官報に掲載する方法  （例２）○○新聞に掲載する方法  （例３）電子公告（ホームページ）  によって行う。  （例３の場合）  ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。  第48条　この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。  附　則  本財団設立当初の役員及び評議員は、次のと  おりとする。  　　理 事 長　○　○　○　○  　　理　　事　○　○　○　○  　　　 同 ○　○　○　○  同 ○　○　○　○  同 ○　○　○　○  同 ○　○　○　○  同 ○　○　○　○  監　　事　○　○　○　○  　　　 同 ○　○　○　○  評 議 員　○　○　○　○  　　　 同 ○　○　○　○  同 ○　○　○　○ | ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。  ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。  　（以下、第４条、第５条、第27条第３項及び第28条第５項において同じ。）  ・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。  ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第３項及び第28条第５項において同じ。）  ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。  ・不動産、運営基金等重要な資産は、  　基本財産とすることが望ましい。  ・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）  ・厚生労働省令：医療法施行規則第32条の６  ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。  ・評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が１人又は２人の場合にあっては、３人以上とする。  ・本条を規定するか否かは任意。  ・５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。  ・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。  ・本事項は評議員の議決を要するものとすることができる。（法第46条の４の５参照）  ・原則として、理事は３名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、１名又は２名でも差し支えない。（法第46条の５第１項参照）  ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照）  ・理事の職への再任を妨げるものではない。  ・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。  ・３分の２を上回る割合を定めることもできる。  ・役員の報酬等について、寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。  ・寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。  ・本条を規定するか否かは任意。  ・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を寄附行為又は理事会で定めることができる。  ・１週間を下回る期間を定めることもできる。  ・過半数を上回る割合を定めることもできる。  ・本項を規定するか否かは任意。  ・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。  ・法第44条第４項参照。 |